

栄東まちづくり協議会・総会議事録

日 時 平成 31 年 3 月 19 日（火）19:15～20:30

場 所 栄東まちづくり協議会会議室

出席者 辻本会長、田端副会長、萩野下副会長、佐藤、飯田、江口、本間、林、
加藤、宇野、松田、野田（代理：尾崎）、酒井、宮島、鳥原（代理：島田）、
犬飼、服部（委任状）

監事 河田

傍聴人 なし

● 定足数の確認

18 人中 16 人の出席、委任状 1、合計 17 人で規約第 15 条第 2 項の規定（在籍会員の過半数の出席）により有効に成立

● 議題及び報告事項（別添資料参照）

議題：

1. 2019 年度事業計画（案）及び予算（案）
2. 協議会会員及び委員の変更に伴う規約の改正
3. 役員改選
4. その他

● 議事要旨

議題：

1. 2019 年度事業計画（案）及び予算（案）
 - ・ 行政から意見として、カラス対策は行政関連機関（環境事業所・保健所）との連携を持って事業を実施して欲しい。
池田公園再整備事業は、大きな事業費が充てられてる。再三お伝えしている通り、年次計画と現実的な着地点を検討してほしい。
道路空間整備検討事業の路外駐輪場の検討は、地域先行で動くと、他地域に影響が出る恐れがある。それらのリスクを踏まえ、自転車利活用課や都市まちづくり課等の行政機関との調整をしっかりとっていただきたい。
エリアマネジメント調査研究は、都市再生推進法人など組織の立ち上げを考えるなら都市まちづくり課等と綿密な調整・連携が必要である。また、法人化を考えた時、補助金の受け皿として問題がないかを検討する必要がある。制度設計については、行政と調整しながら進めて欲しい。
→ 池田公園再整備については、地域の負担を減らすため民間活力導入を検討しているが、負担が大きい場合は、大規模な再整備はしないことも想定している。
路外駐輪場の整備は土木とも調整している。放置禁止区域の設定とセットで、その受け皿として私有地等を駐輪場にできないかと考えている。
エリマネ会社は住宅都市局に相談することになっている。
 - ・ まちづくりビジョン策定は 30 年度となっている。策定後の公表（冊子にする等）予定はあるか。あるとすると広報費の予算計上はどこにあたるのか。
→ 30 年度はコンサルを入れて議論を重ねた成果物はある。31 年度以降はコンサルを入れずに進めていく予定である。策定できたら、冊子等で公表したい。予算は調査研究事業で対応していく。

- ・ 議題や議事の配信を早く、遅くとも前日には配信頂きたい。
→ 今日の議題は調整中のものがあったため遅れた。今後は、できるだけ早く配信する。
- ・ イルミネーションや旧町名銘板、広告掲示板など道路に関することは土木事務所まで必ず連絡・相談して頂きたい。
→ 連絡・相談します。
- ・ 街路灯広告に関する契約内容は部会での議論はあったのか。
→ 部会ではなく、契約の相手方となる町内会の会議である栄東発展会で1年以上前から議論している。
- ・ 広告主の対象範囲について、今一度説明ください。
→ 中土木と担当者と相談し、広告主は当該街路灯付近の町内会員など協議会構成団体の会員とすることで確認を得ている。

⇒ 原案どおり承認

2. 協議会会員及び委員の変更に伴う規約の改正 (原案どおり承認)

3. 役員改選

- ・ 役員改選は決算や予算計画が承認された総会後に行うことを提案したい。
民間等の役員改選も通常は4月以降だと思う。行政側の意見を聞きたい。
→ 協議会の規約で役員の任期定めている以上、任期前に次の人を選出するのは協議会の責務である。もし、前年度の予算執行を見届けて任期満了してから役員改選すべきだと考えるなら規約の改定が必要。現状の規約では、任期満了前に役員改選をするべき。但し書き規定は、何等かの事情で総会が開催されず、改選できない事態が発生した場合を想定しており、今回のように総会を開催しているのに役員改選をしないというのは考えにくい。

⇒ 議案どおり役員改選を行うこととなった。

- ・ 補助金の受け皿の協議会とお金を使うまちづくりの会の会長が兼ねるのは問題が起きないでしょうか？
→ 何か問題が起きるのでしょうか？まちづくりの会と協議会は一心同体だと思う。使う方・出す方ということではないと思う。まちづくりの会でも決算報告を行っており、皆さんも監視できる立場にある。
栄東まちづくりの会の会長と構成団体の栄東発展会、ビル協会の会長も別の人があるのが望ましいと思う。

- ・ 役員改選について、互選の方法について議論し、立候補を募り、辻本会長と田端副会長が立候補した。

- ・ 複数兼務している会員は複数の票を持つのか？

→ 兼務しても人に着目して1票となる。

白紙を配布し、無記名により投票。

辻本氏 8票

田端氏 4票

白票 4票

⇒ 会長を辻本氏に決定。

副会長は互選により田端氏、中区地域力推進室長(慣例)に決定。

4. その他

事務局職員の給与について

(栄東まちづくりの会田端会長より名古屋市あての要望書の説明)

- ・ まちづくりの会の前回の会議で、協議会の体制強化のため事務局職員の給与改善の要望を出すことを全員一致で可決し、名古屋市に要望書を提出する。
- ・ 募集する段階で、委員会で条件を審議したうえで給与は定めている。雇用後に変更すると、それだったら私も応募したなど問題になる可能性があるので、一定の手続が必要と考える。

雇用ではなく業務委託の方法や条件を変えて再募集という方法もある。

要望書は重く受け止め、どういう方法がいいのかは持ち帰って検討するが、事務的に時間が掛かること了承頂きたい。

協議会の事務職員の働きについて、地域の方の意見を直接聞ければありがたい。

→ 事務職員は会議で良い発言をすることがあった。良い評価をして欲しい。

→ 事務局職員として頑張っており、給与を上げて欲しい。規定に問題があるなら改定が必要ではないか。

- ・ 要望書の答えはいつまでかかるのか。

→ いつ返答できるかわからないが、早急に答えを出したい。

- ・ 11月の委員会で事務局職員の給与について議論している。

- ・ 事務局職員の給与条件は、誰がその職に就くかではなく、職務の内容がいくらに相当するかで考えるべきもの。募集して採用された人材が優秀で職務に見合った方であれば、企業はその人材を確保する。かならずしも公募が前提条件になるとは考えてはいない。

⇒ 早急に対応を検討することとなった。